

第28回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成25年 1月28日 (月)  
午後1時00分から  
場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 町長への答申書類一式の最終確認について

- ・ 答申の日時及び場所：平成25年1月31日 (木) 午前9時00分  
役場3階 委員会室

3 答申に関する広報「かんまき」への掲載原稿について【事務局から説明】

4 その他

5 閉 会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第28回）議事録

開催日時 平成25年1月28日（月） 午後1時～午後3時  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 19名  
欠席者 委員 4名（遠山委員長、小田委員、三浦委員、平嶋委員）  
傍聴者 0名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

小林委員 本日、遠山委員長が仕事の都合で欠席されるので、代わって私が議長を務めさせてもらうこととする。

議 長 それでは次第2の町長への答申書類一式の最終確認について、まずは答申書（鑑）をご覧いただきたい。何か意見等はないか。

山中委員 前回の議論で「なお、……まちづくり等の施策は行政だけで担うものではなく……」については、変更されていないということでもいいのか。

議 長 委員長からの提出された答申書では変更されていないようなので、この形で確定とする。  
次が素案であるが、何か意見等はないか。なければこの形で確定とする。  
次が（仮称）上牧町まちづくり基本条例【素案】の構成並びに骨子であるが、何か意見等はないか。

柄沢委員 広報に掲載するのはこの条例骨子であるのか。

議 長 広報については、骨子に掲載するのではなく、事務局のほうで作成してもらおう。その件については、後ほど話をする。  
構成並びに骨子であるが、何か意見等はないか。なければこれについては、確認されたということにする。

次は、委員名簿であるが、何か意見等はないか。名簿については、備考欄に部会長も記載してはどうか。それと中川委員であるが別の枠で記載するということにしてはどうか。

事務局 備考欄に各部会長も記載する。それと中川委員は別枠で学識経験者委員として記載する。

議長 次に、各部会での説明資料であるが、これは答申書に資料という形で扱う。こちらについては、何か意見等はないか。なければこれについては、確認されたということにする。  
全体を通して何か意見等はないか。

東委員 前文の解説であるが、財政悪化のもっとも大きな要因のなかで、上牧第三小学校も記載してほしい。でないとも正確ではない。

議長 では事務局のほうで金額を調べて、記載することとしたい。

藤村委員 上牧第三小学校の建設も財政悪化の要因になるのか。

東委員 議会のなかでは、上牧第三小学校の建設については、今の規模で作るということには、評価が低いということで理解している。この建設も起債の大きな割合も占めている。

議長 この前文の解説のこの部分については、個別外部監査結果報告書を参考にした。そこには上牧第三小学校も挙がっているが、私としては、必要な施設として妥当かどうかの判断ができなかったので上牧第三小学校を外したわけである。個別外部監査結果報告書に記載されているのは事実であるから、前文解説に記載してもおかしくはない。  
ここで決を採りたいと思う。①上牧第三小学校を記載する、②上牧第三小学校を記載しない。決の結果、①上牧第三小学校を記載するというところで決定する。

足立委員 小集落地区改良事業についてだけ、金額表示が数百億円となっているのが、少し違和感がある。

東 委員 これについては、小集落地区改良事業とその前の同和対策事業が重ねあっている部分があって、金額を確定することが厳しい。

井尻委員 前文解説の土地開発公社のところであるが、これは特殊な事業であると思う。公社の問題については、もともとの法律（公拡法）が歪んでいるというのもあり、実務的にも国の指導も正常でないという要素があると私はそう思っている。その辺りも解説で表現してはどうか。

柄沢委員 公拡法の問題については、議会の議決を経ないで、取得できるような問題等があったが、法律というのはもともと100%のものはない。それを運用するのは人間であるので、町として運営するにはそれなりの責任があったのではないかと思う。財政規模以上のものを取得するのはどう考えても、考えられないことである。法律が問題なのであれば、他の市町村も同じようなことが起こっているはずで、やはりそれなりの自制をすとか、経済の成長も見込んで先行取得が必要なのかどうかの判断をするというのも行政を行ううえで、必要ではないかというように思う。法律が悪いというのは、上牧町だけの問題ではなく、全市町村が同じなので、ここに記載するというのは反対である。

小林委員 <公拡法についての説明>

先ほど、法律（公拡法）等の問題があるという意見があったが、初めから国が意図的に間違っただけをしたというようには思わない。

上牧町だけが悪いという指摘もあったが、まさに軽度の差であって、上牧町だけが突出していて、他の市町村はきれいということではなく、どこも痛んでいるのは事実である。ただ、痛んでいる度合いが上牧町はひどいということである。

藤村委員 前文解説については、今の記載のままでいいと思う。

井尻委員 公拡法の制定趣旨が先行取得ということで、それなりに意義があったと思うが、経過を見ればすぐに改正されている。その改正の方向が先ほど言ったような方向に行ったということを申し添えたい。

議 長 解説であるので、詳しい公拡法について記載するのは難しいと思うが、井尻委員の意見も確かにある。

ここでこの件について決めたいと思う。①原案のまま、②井尻委員の意見に賛成の方は挙手をお願いしたい。決の結果、①原案のままでいくこととする。

ほかに何か意見等はないか。(委員からの意見等はなし)ということで、答申書については、名簿委員までで、前文及び各部会の解説については、参考資料ということにしたい。

次のテーマであるが、答申に関する広報かんまきの掲載原稿について、事務局から説明してもらおう。

事務局 広報かんまきの掲載原稿について、右側部分については、現在内容を精査しているところである。左側については、当初は事務局作成の骨子を掲載する予定であったが、前文を掲載するとなると文字が小さくなるという関係で、更に要約してのせるのかどうか、検討している段階で皆さんの意見を承りたいと思う。

議 長 3月号で掲載されることだが、締め切りが2月10日であるので、そこまで仕上げなくてはならない。中間報告のときは、各部会から1名代表でもらって作成し、最後は全体会で確認をした。今回は各部会から出てもらって作成するも時間がないので、事務局のほうお願いをして作成してもらったのが、この原稿である。このような形でいいのか、ほかに何か意見があれば出してもらいたい。

柄沢委員 2年余りやってきて、条例素案の内容が半ページで凝縮されるのは納得できない。住民に何らかの形で示してほしい。今後もパブリックコメント等も行うので、全文が無理であれば、骨子案ぐらいは掲載してほしい。

議 長 もちろん、町ホームページや議事録を置いているところにも全部を公開するようにする。

柄沢委員 なぜこういった意見を言うかということ、先日の議会報告会でも申し上げたが、今後、新委員会及び議会で審議されて条例ができるというわけだが、議員のなかに条例を審議するのは議会であるから一生懸命作っても議会が

修正・削除すれば一緒であるというような発言をされている議員がいるということを知っている。これは数人の方が知っているのも間違いではない。そこで、簡単に修正・削除されることのないように、この委員会で作った条文は住民の皆さんに見てもらおう。そういったことは私たちの責任であると思う。

議 長 具体的に広報紙をどうしようと考えているのか。

柄沢委員 個別配付するのが一番いいが、予算の問題等もある。住民説明会では今の条例と新委員会で検討した条例がどう変わっているのか、詳しく示してほしいと思う。

議 長 順番に決めていきたいと思う。答申書については、①鑑、②条例素案、③簡易解説、④委員名簿、あとは各部会の解説については参考資料として添付するという事によろしいか。(委員からの異議なし)  
新委員会への引継ぎ資料については、本日の資料すべてということかどうか。(委員からの異議なし)  
町ホームページ掲載と役場、公民館、図書館に置くのは、同じということでもいいか。(委員からの異議なし)

山中委員 町ホームページ掲載と役場、公民館、図書館に置くのは、名簿までで、あとの参考資料は情報公開の対象にすればいいと思う。請求すれば読むことができるということでもいいのではないかな。

議 長 事務局に確認であるが、これは対象になるのか。

西田委員 私の経験であるが、役場及び官公庁、学校、公共施設に保管している資料、メモ書きすべてが対象ということになっていたもので、これは当たり前のことで公開されると思う。

事務局 確かに公文書である。ただ、情報公開の請求があって公開するのか、積極的に公開していくのかの違いであると思う。当課としては当初から積極的な公開のもと進めていたので、請求ではなく、申し出があればお渡しするというレベルでいいと考えている。

議 長 今の事務局の説明で理解したいと思う。  
私の意見であるが、この参考資料はまだ確定したものではないので、一緒に公開することに対してどうかと思った。

山中委員 町ホームページでの掲載の際も、確定したものではないという旨の但し書きを付けてはどうか。

議 長 3つの案があるので、決を採りたい。①名簿までを公開する、②すべて公開する、③参考資料については請求があれば公開する。決の結果、③ということで決定する。

次に広報の原稿について、決を採りたい。①事務局に任せる、②委員の中から何名か選出して作成する。というどちらかで決めたい。決の結果、①ということで決定する。事務局でまとめていただくということにしたい。そこで原稿について何か意見等ないか。

藤村委員 全体は掲載できないと思うので、詳細については、町ホームページや公開するところを但し書きできっちりと書いてもらって、事務局にお任せということでもいいと思う。

議 長 まず右側部分について、何か意見等はないか。

田島委員 標題に「新しいまちのルール」とあるが、交通ルールみたいなイメージがするが、まちづくりのルールとは違うのか、同じものなのか、皆さんの意見はどうか。

事務局 確かに「まちづくりのルール」のほうが分かりやすいと思う。

議 長 標題はそのように変更する。

山中委員 「新しいまちのルール」についてであるが、新しいまち上牧町のルールなのか、これまでの上牧町の新しいルールなのか、少し意味合いが違うと思う。これがややこしいようであれば、「新しいまちのルール」ということであれが、使ってほしくない。もう少し分かりやすい意味の限定されたも

のにするという意見である。

事務局 基本的に事務局で作成はしたが、深い資料ではなく、本日の委員会の参考という形でお示しさせてもらっている部分なので、確定したものではないということをご理解いただきたい。

議長 この原稿を確認する時間がない。変更や訂正の場合の意見は代替案を事務局に提出してほしい。

山中委員 先ほどの意見の代案であるが、「新しい上牧町のルール（仮称）上牧町まちづくり基本条例」で提案したい。

議長 ほかに意見はないか。（委員からの意見なし）それではタイトルを決めたい。  
①「新しいまちづくりのルール」、②「新しい上牧町のルール」

田島委員 ルールを取ってもいいか。なにか規則を守らないといけないというイメージがするので「新しいまちづくり」でどうか。

辻委員 当初に、全く知らない私が教えてもらったのが、基本条例というのは「まちのルール」であると教えてもらった。全く知らない方からすれば、「新しいまちのルール」というのは分かりやすいと思う。

山中委員 これまでの全体会の議論で、「まちづくり」や「まち」ということと、「上牧町」あるいは「町政」ということについての議論がされていないので、ここが非常に問題である。「まち」といったときに、大きく言えば上牧町全体を指す。小さく言えば大字であったりする。それらはすべて「まち」である。また、それらを基本とするのが「まちづくり」である。そこが議論されていないので、ややこしい言葉は使わないで、「上牧町」としたほうが、分かりやすいと思う。  
ルールについては、入れたほうが分かりやすいと思う。

議長 タイトルであるが、3つの案がある。①「新しいまちのルール」②「新しいまちづくりのルール」、③「新しい上牧町のルール」で、採決を取りたい。決の結果、①「新しいまちのルール」で決定する。



それでは、左側の部分であるが、事務局で何か案を持っているか。

事務局 骨子案を掲載したいと考えているが、ボリュームがあるので、少しまとめたものを掲載するようにしたいと考えている。

議長 条文骨子を要約して掲載するという考えであるが、ほかに何か意見等はないか。

足立委員 素案の目次部分をもう少し詳しく掲載というのを提案する。  
それだけを書いても1ページにはなると思う。

藤村委員 章ごとに要約したものを掲載することでいいと思う。あとホームページ等でも見てもらうということでもいいと思う。

柄沢委員 文字の大きさにもよるが、章と各項目も入れたなかで、要約した文章を入れたものを掲載してほしい。項目を掲載したほうが、住民にも興味を持ってもらえると思う。

事務局 事務局としては、今回の広報については遠山委員長から町長への答申された内容に重きを置くべきであるという気がしている。答申書を町民の方に読んでいただいたほうが、有効なのかなという考えであるので、答申書を左側に持ってくるということも考えている。

山中委員 事務局の意見であるが、それは控えてもらったほうがいい。委員それぞれ思いも違うので、まとめてしまわないで、むしろ議事録を読んでいただくということにしてもらいたい。そうすると主観の入らない素案そのものの説明をここで掲載するほうが私はいいのではないかと思う。

議長 左側の部分について、4つの案が出ている。①各章ごとにコンパクトにまとめたものを掲載、②素案の目次部分と要約した文章を少し詳しくしたものを掲載、③章と各項目も入れたなかで、要約した文章を入れたものを掲載、④答申の内容を重視して掲載。以上4案の決を採りたい。決の結果、①各章ごとにコンパクトにまとめたものを掲載で決定する。  
それで、まとめ方は事務局に一任でいいか。(委員からの異議なし)それで

は、事務局にお願いすることとする。

今日で最後の委員会ということになるわけであるが、何かある方はいないか。（委員からの意見等なし）

委員長からのあいさつ（副委員長が代読）

閉 会

<町長への答申> 日時：平成25年1月31日（木）午前9時00分から  
場所：役場 3階 委員会室